

児童手当・特例給付現況届について



児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月1日における状況を現況届により町に届け出し、引き続き受給資格があるか審査を受ける必要があります。

対象者には、町から6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当（10月支給予定）が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出期限

毎年6月末日（郵送の場合は、6月末日消印有効です。）

※提出が遅れた場合等は、手当の支給日が遅れることがあります。

提出書類

○全員が必要なもの

- ・児童手当・特例給付現況届
- ・受給者の健康保険証のコピー（国民年金加入の方・年金未加入の方は省略可）

○状況により必要となるもの

- ・受給者及びその配偶者の課税証明書または非課税証明書（原則、基準となる年の1月1日に神崎町に住民登録がない方）
- ・児童の世帯全員の住民票（児童と別居していて、児童の住民登録が神崎町以外にある方）
- ・監護生計同一申立書（児童と別居している方。児童と同居し面倒をみている方の署名が必要です。）
- ・その他（児童の監護状況等により、書類の提出を求めることがあります。）

※世帯の状況によって、提出する書類が異なります。ご不明な点は保健福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 保健福祉課 TEL 0478-72-1603

6月は「土砂災害防止月間」です

梅雨が始まり台風シーズンがやってきます！

6月に入り、今年も出水期を迎えました。出水期は6月から10月ごろにかけ、梅雨の長雨や集中豪雨、台風により河川が急に増水し、洪水や土砂災害を起しやすい時期のことをいいます。

地球温暖化に伴う気候変動により、熱帯低気圧の強度が増大するとともに、大雨の頻度も増加する可能性が高く、土砂災害の増加・激甚化が懸念されています。

家族で防災チェック

台風などは、テレビ等の気象情報である程度、事前に予測することが可能ですが、最近はゲリラ豪雨などと呼ばれる突然の集中豪雨により、全国で風水害や土砂災害による被害が発生しています。

職場や学校など外出先で災害に遭ったとき、どうやって家族と連絡をとりますか。東日本大震災時は携帯電話も通話できない状況が続きました。

いつ、どこで災害に遭ってもあわてずに行動できるように、次のことを確認しておきましょう。

- ・避難ルートや避難場所
- ・避難するとき、だれが何をもち出すかの分担
- ・非常持出袋の配置
- ・NTT「災害用伝言ダイヤル117」や携帯電話の「災害伝言版」の活用方法

防災情報をチェック

テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意し、避難の目安としましょう。

早めの避難を！

災害情報を確認し、危険を感じたら早めに避難することを心がけましょう。